

全国労働衛生週間(10/1~7)
長時間労働をなくして
命と健康を守ろう！

建設長崎

September
No.603
2015年 9 月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含ます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●北村政和 編集人●井関一幸

前期拡大行動 (9月~11月) 200名の拡大目標達成に向け

支部名	前期目標
中 央	12
大 浦	7
市 南	11
東 長 崎	14
浦 上 西	19
浦 上 東	8
西 彼 早	17
諫 村	21
大 原	12
島 佐世保中央	12
佐世保 東	16
佐世保 北	18
北 松	13
平 戸	10
五 島	7
合 計	3
	200

・未加入者をご紹介ください！
・「数の力」(組合力)が重要です！
・組合の活動で来年もリフォーム助成を
拡大・充実させよう！



各支部大会開催 組織拡大目標を確認

～組合結成70年の歴史を糧に仕事確保を!!

八月二十一日の大村支部を皮切りに全十五支部で支部大会が開催されています。支部大会は、建設長崎定期大会の方針に基づき一年間の支部活動経過並びに会計決算、平成二十七年年度の活動方針案並びに会計予算案の承認、新役員等が決定されます。

新年度の活動方針では、建設長崎第七〇回定期大会で確認された「仕事・賃金・労働条件改善、組織拡大」をはじめ国保・共済・労災など組合の様々な運動や業務について提案されます。

組織対策では、年間三五〇名の拡大目標と、来年四月の組合結成七〇周年大会を組織の純増で迎えるため、支部の年間目標数の設定と前期拡大行動の取り組み等について提案されました。

昨年は、年間拡大目標三〇〇名に対して三二二名が加入し、目標を大きく上回っています。

本年は年間三五〇名加入をめざすとともに、組合員宅への訪問行動や一声かけの運動等で、組合員同士のつながりを強め、脱退の防止と新しい未加入者情報の収集に努めていきます。

前期の拡大行動は、六月から十一月までの六ヶ月間、二〇〇名を拡大目標としました。重吉期間としては、九月から十一月までを中心に取り組みます。組合に未加入の仲間がおりましたら、是非ご紹介をお願いします。



〇県央振興局

八月二十七日(木)午後一時から、県央振興局長に対し要請行動を行いました。

県央振興局から池内局長他八名、協会・組合から相川会長、北村委員長他十七名が出席。

始めに局長室において、相川会長から池内局長へ要請書を手渡したのち、場所を会議室に移し、北村委員長が要請書の趣旨を説明後、建設部長から項目ごとに回答を頂きました。工事発注に対しては「県の取組として緊急不況対策の小規模対策工事が予算化されており、配布されたものは皆さん方に発注するよう行っている。また分割発注については難しい面があるが、分離発注はできるだけ心掛けてやっている。」業務費については、「地方機関では独自にできないので、本庁と一緒にやっていきたい。」とし、住宅リフォームについては、「国の制度によって予算減額と

は、国が選定は業者育成支援と市内経済活性化ということ、地元業者を優先的にしている。また平準化した発注にも努めている。」

設計労務単価の引き上げについては「国に合わせて引き上げを行っている状況である。」

住宅リフォーム事業に対しては、「平成二十七年年度の申請件数は現在三十二件となっている。是非、事業継続ということからも活用をお願いしたい」と回答。

また、宮本市長から市街化調整区域の緩和について話があり、「ねらいとして、土地政策の整合性を図ることと地元の建設業者の皆様

に「活躍いただくよう小規模開発を一定の枠をはめながらやっていただくと考えているので、ぜひ相談いただきたい。今、地方創生と言われている、人口増につなげていきたいと思っている。協力いただきたい。」と述べられ、要請を終了しました。

なっているが、国と県の制度を合わせていただければ少し多くなる使い方も可能となるので、PRしていきたい。また、手続きの簡素化も努力していきたい」と回答。

また、高合副委員長は「若手育成にはリフォームが非常にためになる。リフォーム助成事業も若年技能者の育成目的として考えていたが、振興局から本庁に強く働きかけていただきたい。」と要望し、最後に北村委員長から空き家対策と木造振興について要望し、終了しました。

〇諫早市

八月二十七日(木)十一時十分から、諫早市役所市長応接室にて、諫早市長に対し要請しました。

市側からは宮本市長他五名、協会・組合からは相川会長、北村委員長他十名が出席。

始めに相川会長から宮本市長へ要請書を手渡し、北村委員長が要請書の趣旨を説明。宮本市長はいさつで「要望事項については、十分理解しており、分離分割発注は数年前からやっている。住宅リフォームについても県の制度に上乗せをしてやっており、お互いに切磋琢磨しながらやっていく必要があると思っている。今後もしょろしくお願いしたい」と述べられました。

また、要請内容に対しては担当課長から回答があり、工事発注に関する要望について説明後、建設部長から項目ごとに回答を頂きました。工事発注に対しては「県の取組として緊急不況対策の小規模対策工事が予算化されており、配布されたものは皆さん方に発注するよう行っている。また分割発注については難しい面があるが、分離発注はできるだけ心掛けてやっている。」業務費については、「地方機関では独自にできないので、本庁と一緒にやっていきたい。」とし、住宅リフォームについては、「国の制度によって予算減額と

仕事確保・労働条件改善に向けた要請行動



住宅デー特集



中央支部 日見分会住宅デー 建設長崎のアピールも忘れずに！

八月二十三日(日)に、日見分会では、組合員十名、主婦会四名の参加で、網場漁協で住宅デーを行いました。事前に開催案内のチラシを地域の住宅へ、分会組合員で配布をして宣伝も準備万端。

当日は暑さが心配されましたが、晴天の中風もあり幾分暑さも和らぎ絶好の住宅デー日和となりました。朝九時から受付開始時間からお客さんの姿がチラホラと。次第に客足も増えて、最終的には

包丁を五十一本研ぎ上げ、まな板十二枚を削りあげました。珍しいところでは、包丁の柄を新しく作り変えてあげたり、枝切りバサミまであり、ますますの実績となりました。

包丁研ぎは、使い慣れた各自持参の研ぎ石で、機械を使わずほぼ手で研ぎ上げました。

研ぎ上がった包丁に、賃金ディッシュ・仕事確保チラシを一緒に渡して、建設長崎のアピールもさせていただきました。

〈参加者〉 (敬称略)	
林 次夫	坂口 忠義
田森 勝	太田 俊一
大町 誠	馬場 秀行
石橋 廣喜	馬場ヒロ子
西村 忠光	大町きみ子
樋口 正人	石橋 秋代
内野 幸雄	樋口須磨子

東長崎支部 住宅デー

台風もひと休みの一日

東長崎支部では八月二十三日(日)に田の浦公民館にて住宅デーを開催し、包丁研ぎ、まな板削り、木工教室を実施しました。

当日は、午前中に地区の子供達の運動会があるとの事で、出だしは包丁研ぎとまな板削りのお客さんがメインとなりました。午後からは子供達も多く集まり、

東長崎支部では八月二十三日(日)に田の浦公民館にて住宅デーを開催し、包丁研ぎ、まな板削り、木工教室を実施しました。

当日は、午前中に地区の子供達の運動会があるとの事で、出だしは包丁研ぎとまな板削りのお客さんがメインとなりました。午後からは子供達も多く集まり、

〈参加者〉 (敬称略)	
里 雄二郎	里 澄宏
尾上 正範	本村美喜男
山村 篤司	牧島 貢
本田 隆彦	若杉 隆
井手 貞夫	東 由美子
北村委員長	田上副委員長
澤山特別執行委員	



〈参加者〉 (敬称略・順不同)	
角崎 豊	岩下 敏昭
岸川久美男	石橋 洗
森 進	井手 一男
松本 菊夫	山崎 康博
松山 義廣	山中 茂
相川 守	山崎 春雄
前尾 辰美	浦添 朝夫
神近 剛	吉田 健一
廣瀬 安夫	井手 吉一
石橋 忍	小山 哲男
小野田国夫	林 一弘
今里 正吉	岸山 正
太田 正利	相川 一吉
吉田 等	廣瀬 茂樹
徳永 八郎	松尾 孝
岩崎喜三郎	植田 勝次
北村委員長	相川前委員長

大浦支部

戸町夏祭り

協賛住宅デー

皆さん待てません

大浦支部は、八月二十二日(土)に、戸町夏祭りに協賛イベントとして、参加しました。

雲一つない晴天の中、「受付はまだですか？」と急かされながら、昼食をとり包丁研ぎに掛かりました。今年には親子木工教室は、実施しませんでした。が、昨年の残りのまな板、鍋敷きも売

〈参加者〉 (敬称略)	
北村 五男	平山 正則
田上 義高	小野 義龍
安達 三三	梅澤 利久
松尾 哲夫	鳥田 愛子
北村すみ子	
船津副委員長	石田書記長



西彼支部 琴海分会住宅デー 地域の皆様へ感謝と恩返しを込めて “包丁研ぎ”



形上会場



村松会場

西彼支部琴海分会では、毎年恒例であります住宅デーを八月二十三日(日)にJ A村松・長浦・形上の三会場で開催しました。

当日は、晴天に恵まれ、また年に一度の恒例行事として、地域の方々に浸透しており、開始前からお客さんが見えられていました。

三ヶ所で開催ということもあり、各地域の皆様が、毎年この包丁研ぎを利用して頂き、組合員さんのご協力を得て、地域住民の皆様への恩返しできた事、そして、終了後の懇親会で、組合員同士の交流、横の繋がりが出来たことに、とても実りある住宅デーになったと実感しております。

研ぎ上げた包丁は、三ヶ所合計で二百三十七本でした。

ご協力頂いた皆さん、大変お疲れ様でした。

(松園)



長浦会場

稲佐小

ものづくり体験授業

ものを作り上げる喜び、
協力の大切さを伝える



八月二十六日(水)長崎市の稲佐小学校で、子供たちにもものづくりの楽しさ、作り上げる喜びを体験してもらう事を目的に、長崎県職業能力開発協会主催で「ものづくり体験授業」が稲佐小学校の生徒さんを対象に開催されました。建設長崎からも組合員十名が参加し作成の指導にあたりました。

教頭先生・田上副委員長のあいさつに続き、作り方説明が行われ、小学一年生から六年生まで九十五名の子供たちが学年別に九班に分かれて「巣箱」と「鉛筆立て」の作成に挑戦しました。それぞれの班では指導者として組合員さんがひとりずつ入ります。「先生」と呼ばれる事に戸惑いながらも作成指導を行う組合員

さん。子供たちも慣れない手つきで金づちを振るい、みんな時間内に完成するこ

とができました。同時に「ノコ引き体験・カンナ掛け体験」も同時に行われ、こちらも大変な人気で行列ができていました。



父兄からも「現役の大工さんに道具の使い方、手順やコツを指導されることは、とてもいい経験になった」との声。最後には生徒代表から「友達と協力しながら作りあげることができました。協力の大切さ、工作する事がめったに無く、今日のこの時間を大切にしたい。今日はありがとうございました。」との挨拶がありました。(井関)

親睦ボウリング大会

下五島分会

組合員・ご家族相互の交流深める



下五島分会は、八月二十二日(土)にワイワイタウンでボウリング大会を開催しました。

組合員九名・家族六名の全体で十五名の方にご参加頂き、前回同様、大変ご好評頂きました。

私は、年に数回、皆さん方とお会いできることを楽しみにしておりますが、

競技は、当初二ゲームの予定でしたが、もっとプレイがしたいということで、三ゲームの個人戦で競って頂き、優勝は岩下忠義さん・二位は岩下小夜子さん・三位は谷川たいが君という結果で、委

員長賞は泉井定務さんが当たりました。また、今回のお土産は、参加者全員に順位に応じてエレナやオサダなどで使える商品券で、こちらも大変喜んでおられました。

親睦ボウリング大会

「次回も開催し、リベンジ誓う」

北松支部鹿町分会

北松支部鹿町分会では、八月二十三日(日)に鹿町分会ボウリング大会を佐世保ラッキーボウルで開催しました。

皆さんの団結力が強く、時間前に全員集合したということ、開始時刻を十五分早めての開催となりました。腕前の方は、ほとんどの方が数年前に遊んで以来、不調な方も多かった

ですが、皆さん楽しんで競技をされていました。

大会後は、鹿町へ移動して懇親会へ。汗を流した後の冷たいビールやお酒は美味しく、話題は早くも次回ボウリング大会の開催へ。

「事前に練習しておく」とリベンジに燃える方もチラホラ。その後も、お酒の量は進み、離脱者を出しながらも、懇親会は夜まで続きました。(測上)

平成27年度国土交通省補助事業「住宅建築技術高度化・展開推進事業」

長崎県住宅省エネルギー施工技術講習会

開催日：平成27年11月29日(日)

会場：建設長崎本部会館 2 階会議室
(長崎市城山町17-58)

受講料：1,000円

修了証発行手数料：

賞状型1,000円、カード型2,000円

賞状・カード両方3,000円

※代金は当日会場で徴収します。

※カード型の修了証をご希望の方は、講習会当日に受付にて修了証に掲載する顔写真を撮影いたします。

住宅省エネルギー化の必要性	近年、地球温暖化による環境の変化で、例年に類を見ない集中豪雨や高温化現象が見られ、この対策として自然エネルギーの活用が緊急課題となっています。
低炭素社会に向けて新築・エコリフォーム	国は、平成32年度までに、新築住宅の省エネルギー適合率100%をめざしています。施工者、現場管理者、設計者等20万人養成。長崎県は2千名を目標。
住宅メーカーとの競争	これから省エネ住宅は、新基準にもとづき動きます。住宅メーカーに負けない知識を習得してお客さんを獲得しましょう。
省エネ住宅がわかる詳しい講習	住宅省エネの基本から施工まで、DVD や模型及びテキストを使い、わかりやすく説明します。

※平成27年度「地域型住宅グリーン化事業」の交付申請においては、住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者が設計、施工、または工事監理に関わる住宅が補助対象となります。

施工技術講習会カリキュラム

9:00~9:30	受付
9:30~9:40	開会、趣旨説明、スケジュール確認
9:40~10:40	『施工技術者講習テキスト-基本編』 第1章 これからの住まい 第2章 建築による省エネ化 第3章 設備による省エネ化 第4章 断熱設計 第5章 開口部設計
10:50~12:00	『施工技術者講習テキスト-施工編』
12:00~13:00	昼休み
13:00~13:30	『施工技術者講習テキスト-施工編』
13:30~14:45	DVD 放映：断熱施工、設備配管
14:55~15:15	『施工技術者講習テキスト-基本編』 第6章 断熱リフォーム 第7章 住まい方と維持管理 第8章 省エネルギー基準 第9章 関連基準と制度
15:15~16:00	模型解説 修了考査問題配布・説明
16:10~17:00	修了考査30分、考査問題解説 アンケート記入 閉会

重要

長建国保からのお知らせ

長建国保だより

平成二十七年十月より
マイナンバー(個人番号)
が届きます。

平成二十八年一月から番号制度が始まります。そこで、平成二十七年十月より順次「通知カード」が市町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー(十二桁の個人番号)が通知されます。

今後、国民健康保険の手続きの際、この個人番号が必要となります。

届きました通知カードは大切に保管しておいて下さい。

通知カードのイメージ

国民健康保険や年金、税金、雇用保険などの手続きの際に必要になります。

個人番号 123456789012

生年月日 ○年△月□日

性別 男

氏名 番号 太郎

住所 △県○市□町 1 - 1

平成二十八年一月から
国民健康保険の手続きには
個人番号が必要です。

法律により平成二十八年一月から国民健康保険の各種申請書や届出書に個人番号の記入が必要になりました。組合では、皆様の個人番号を、番号法別表第一の第三十項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用・給付及び徴収業務に利用します。従って、法律で定める事項以外には使用いたしません。

個人番号は次の申請等を行う際に必要です。申請の際には個人番号の記入をお願いします。

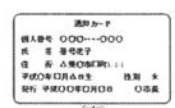
資格取得・喪失の届出、住所・氏名変更届、出産育児一時金・療養費・高額療養費・葬祭費の支給申請、限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証の申請、第三者行為に関する届出等

個人番号の提供・登録にご協力をお願いします

番号制度では、個人番号を利用することで国民健康保険等の手続きが従来よりも簡素化されます。そのためには、事前に皆様の個人番号を組合へご提供いただくことで円滑に事務処理等をすすめることができます。

尚、組合へ個人番号をご提供いただく際には、本人確認のため運転免許証などご本人の顔写真付きの証明書等が必要になります。このことは、他人への成りすましや不正使用の防止対策として正確性と安全性を確保するため番号法で定められた確認措置であり義務付けられています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

個人番号カードと通知カードの概要

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口にて2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:無料 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

★個人番号ご提供の際には
次の①②③のいずれかの
書類を組合へお持ち下さい。

①通知カードと左記ア～クのいずれかの書類

ア. 運転免許証 イ. パスポート ウ. 身体障害者手帳 エ. 精神障害者保健福祉手帳 オ. 療育手帳 カ. 在留カード キ. 特別永住証明書等 ク. 官公署が発行する書類(顔写真付)

②個人番号が記載された住民票謄本と①記載のア～クのいずれかの書類

③平成二十八年一月より交付される個人番号カード
平成二十八年一月からは本人申請に基づき個人番号カード(顔写真付き)の交付が始まります。
個人番号カードなら、①記載のア～クの書類は不要です。

七十歳未満の
入院時食事代

非課税世帯は減額あり
（入院時食事療養標準負担額）

七十歳未満の方が入院される際は、高額療養費の自己負担額とは別に食事代として一食につき二六〇円を負担していただきます。

但し、市町村民税非課税世帯の方は負担が軽減され一食につき二一〇円を負担していただきます。さらに、過去十二月月の入院日数が九十日を超える場合（長期該当は、九十一日以降より一食につき一六〇円に減額されます。

尚、市町村民税非課税世帯の減額対象にもかかわらず通常の食事代を支払ったときは、申請に基づき差額を支給します。市町村民税非課税世帯の方で入院日数が九十日を超えるような場合は組合へご連絡下さい。

【入院時食事療養費差額支給申請に必要なもの】
被保険者証、印鑑、病院に支払った領収書（入院期間が記載されているもの）、限度額適用認定証

【70歳未満の高額療養費自己負担限度額と入院時食事負担額】

所得金額	自己負担限度額 (平成27年1月1日より適用)	入院時食事費用		
		負担区分	1食あたり食事代	
901万円超	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1％《140,100円》	一般	260円	
600万円超901万円以下	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1％《93,000円》			
210万円超600万円以下	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1％《44,400円》			
210万円以下	57,600円《44,400円》			
市町村民税非課税世帯※	35,400円《24,600円》	過去12カ月の入院日数	90日まで 91日以降	210円 160円

※《 》の額は1年以内で4回目を以降に該当する際の自己負担限度額です。

※市町村民税非課税世帯とは、組合員世帯の組合員及び家族被保険者全員が市町村民税の非課税者である世帯です。

※上記の所得金額とは、税各法で算出する所得金額から33万円を控除した額の総額です。

巡回健診のご案内



■平成27年度巡回健診実施会場（下記会場の中からお選び下さい。）

実施日	時間	会場
平成27年11月8日(日)	9時～12時	佐世保市民会館
平成27年11月29日(日)	9時～12時	建設長崎島原支部

※申込定員に満たない会場は中止する場合があります。

■申込方法

受診ご希望の方は実施日の2週間前までに組合へお申込下さい。

■受診に必要なもの

特定健康診査受診券、保険証、健診機関の受診票、検査用容器など

■受診対象者

受診対象者は、平成27年4月1日現在で長建国保に加入している40歳以上の方（同日現在の加入者で平成28年3月31日までに40歳になる方を含む）です。尚、対象者以外の方でも自己負担2,000円で基本検査項目が受診できます。

■巡回健診の検査項目《基本検査項目》

身体測定（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定、医師問診、尿検査（尿糖・尿たん白）、血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）、胸部レントゲン検査、腎機能検査、心電図検査、貧血検査、痛風検査、視力・聴力

■選択検査項目（希望者のみ：全額自己負担）

肝炎検査（B型・C型 3,300円） 胃がん検査（2,500円）
前立腺がん検査（2,000円） 子宮頸がん検査（自己採取法 2,500円）
大腸がん検査（1,300円） 喀痰細胞診（肺がん三日間蓄痰 3,500円）
※選択検査項目の料金は健診日当日に係員に現金にてお支払い下さい。

平成27年度 長崎県内市町実施特定健診【集団健診】日程表《10月～12月実施分》

◆集団健診ご利用にあたっての注意事項◆

1. 受診の際は、長建国保が発行した「受診券」と「保険証」、記入済みの「質問票」を必ず持参して下さい。

2. 下記市町のうち、佐世保市、大村市、対馬市、長与町では事前予約が必要ですのでご注意ください。

3. 集団健診は、当該市町に居住する方のみ受診可能です。尚、一部の会場では市町国保に加入する方の受診が優先され人員等の理由により受診できない場合があります。

4. 掲載の日時、会場等については変更される場合があります。

5. 市町によっては、各種がん検診も同時に実施されますので、詳細につきましては、各市町窓口へお問い合わせいただくか、市町発行の広報誌にてご確認ください。

組合の特定健診は、組合指定の医療機関や巡回健診の他に、県内各市町が実施する特定健診（集団健診）でも受診することができます。今回、下記の通り実施されますのでお住まいの地域で実施される集団健診もぜひご利用下さい。

	日 時		会 場		日 時		会 場		日 時		会 場
長崎市	10月14日(水)	10：00～11：30 13：30～15：00	長崎市民会館 地下1階 (文化ホール入口側)	三 和	10月13日(火)	9：30～11：00 13：30～15：00	川原地区公民館	川棚町	10月16日(金)	午前中	川棚町中央公民館
	10月16日(金)	9：30～11：00 13：30～14：30	福田地区公民館	大村市	11月16日(月)	9：00～10：30 13：00～14：30	シーハット大村文化棟	波佐見町	11月11日(水)	8：00～10：00	波佐見町農村環境改善センター
	10月21日(水)	9：30～11：00 13：30～14：30	大浦地区公民館		11月17日(火)	9：00～10：30 13：00～14：30	シーハット大村文化棟		11月12日(木)	8：00～10：00	波佐見町勤労福祉会館
	10月23日(金)	9：30～11：00 13：30～15：00	滑石公民館		11月18日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00	市民会館		11月13日(金)	8：00～10：00	波佐見町総合文化会館
	10月24日(土)	9：00～11：00	長崎ワシントンホテル		11月19日(木)	9：00～10：30 13：00～14：30	竹松出張所	10月5日(月)	8：00～14：00	石油備蓄記念会館	
	10月28日(水)	9：30～11：00 13：30～14：30	江平地区ふれあいセンター (浦上駅向かいのバス停近く)	西海市	10月6日(火)	8：30～10：30 13：00～14：00	西彼教育文化センター	新上五島町	10月6日(火)	8：00～14：00	石油備蓄記念会館
	10月30日(金)	9：30～11：00 13：30～14：30	ダイヤランド・小ヶ倉ふれあいセンター		10月7日(水)	8：30～10：30 13：00～14：00	大島保健センター		10月7日(水)	8：00～14：00	石油備蓄記念会館
	11月6日(金)	9：30～11：00 13：30～14：30	山里地区ふれあいセンター		10月13日(火)	8：30～10：30 13：00～14：00	大瀬戸保健センター		10月8日(木)	8：00～14：00	若松支所
	11月13日(金)	9：30～11：00 13：00～14：30	西公民館		10月14日(水)	8：30～10：30 13：00～14：00	西彼保健福祉センター		10月9日(金)	8：00～14：00	若松支所
	11月14日(土)	9：30～11：00 13：30～15：00	南部市民センター		10月15日(木)	8：30～10：30 13：00～14：00	西海保健センター		10月13日(火)	8：00～14：00	奈良尾保健センター
	11月25日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00	北公民館 (チトセビア3階)		10月16日(金)	8：30～10：30 13：00～14：00	崎戸中央公民館 大島保健センター		10月14日(水)	8：00～14：00	有川文化センター
	11月26日(木)	9：30～11：00	小江原地区ふれあいセンター		10月31日(土)	8：30～10：30	西海保健センター		10月15日(木)	8：00～14：00	有川文化センター
	11月27日(金)	9：30～11：00	中央保健センター (市役所別館地下1階)		11月29日(日)	8：30～10：30	大瀬戸保健センター		10月16日(金)	8：00～14：00	浦桑生活館
	12月1日(火)	9：00～11：00	長崎ワシントンホテル	時津町	11月6日(金)	8：30～11：00	時津町コスモス会館		10月17日(土)	8：00～11：30	石油備蓄記念会館
	12月2日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00	南公民館 新戸町公民館		11月7日(土)	8：30～11：00	時津町コスモス会館		10月18日(日)	9：00～11：30	石油備蓄記念会館
12月3日(木)	9：30～11：00 13：30～15：00	三川地区ふれあいセンター 緑が丘地区ふれあいセンター	長与町	11月13日(金)	8：30～12：00	長与町健康センター	高来		10月19日(月)	8：30～11：00	高来会館
三 和	10月1日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00		椿が丘自治公民館 岳路自治公民館	11月14日(土)	8：30～12：00		長与町健康センター	森山	10月18日(日)	8：30～11：00
	10月5日(月)	9：30～11：00 13：30～15：00	総合地域施設(宮崎集会所) 三和木場自治公民館	11月12日(木)	8：30～10：30 13：00～15：00	木場農事研修施設 総合会館保健センター	10月20日(火)	8：30～11：00		森山保健センター	
	10月6日(火)	9：30～11：00 13：30～15：00	健康づくりセンター	東彼杵町	11月13日(金)	8：30～10：30 13：00～15：00	坂本コミュニティセンター 総合会館保健センター	対馬市	10月24日(土)	7：00～10：30	豊玉町仁位会場
	10月7日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00	晴海台地区公民館		11月15日(土)	8：30～11：00 13：15～14：30	総合会館保健センター		11月1日(日)	7：00～8：15 10：00～11：30	厳原町阿連地区会場 厳原町会場
	10月8日(木)	9：30～11：00 13：30～15：00	為石地区公民館	川棚町	10月14日(水)	午前中	川棚町中央公民館		11月2日(月)	7：00～8：15 10：00～11：30	豆酸小学校体育館 ありあけ会館
	10月9日(金)	9：30～11：00 13：30～15：00	蚊焼地区公民館		10月15日(木)	午前中	川棚町中央公民館				

算定基礎に伴う
健康保険・厚生年金
保険被保険者標準
報酬決定通知書
写しの提出について

平素より、長崎県建設事業国民健康保険組合の事業運営にご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では法人事業所等における健康保険適用除外承認者につきまして、適用除外承認証、事業所変更等により確認、処理をしております。また、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられている為、各事業所様には標準報酬決定通知書の写しの提出を毎年お願いしている所です。つきましては、法人事業所等適用除外承認者がおられる事業所様については、標準報酬決定通知書、月額変更届（該当者がある場合のみ）を長建国保事務局まで提出頂きます様お願い致します（FAX可）。

《事務局》
長崎県建設事業国民健康保険組合
〒八五二一八〇二一
長崎市城山町二九一二六
TEL
〇九五一一八六二一八四六三
FAX
〇九五一一八六二一六二四六